

謄写物等のスキャンによるデータ化サービス(令和7年4月から開始)

複写事業部(東京都千代田区霞が関)におけるサービス

1 スキャンサービスの対象物

ア 対面謄写物

対面謄写のご依頼と一緒に申し込みください。なお、事件記録を直接スキャンするものではなく、紙媒体の謄写物をスキャンするものです。

イ 訴訟関係書類やセルフ式複写機でお客様が謄写した謄写物で、複写事業部窓口にお持ち参いただいた書類

A3 判以下のものに限りさせていただきます。

2 スキャン方法

ア 一括スキャン(まとめてスキャン)

対象物をまとめてスキャンし、原則一つのデータファイルとして保存します。

イ 各別スキャン(書面ごとに分けてスキャン)

独立書面ごと又は一連の関連書面ごとに分けてスキャンし、各別のデータファイルとして保存します。

ウ USB メモリー

ア、イのいずれにおいても、当協会でご用意します。

3 オプションサービス

ア 書面の名称付けサービス

各別スキャンした書面ごとに、データファイルの名称付けをさせていただきます。

イ ステープラ等で綴じられている書類の取り外し、復元サービス

ステープラ等を取り外し、スキャン終了後、元と同様に綴らせていただきます。

ウ CD、DVD へのデータ転送サービス

USB メモリーに保存したデータを、ご希望により当協会でご用意する CD 又は DVD に転写させていただきます。

☆料金及びサービスの詳細につきましては、複写事業部窓口 (03-3581-2629)までお問い合わせください。